

農林土木委託業務特記仕様書

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、徳島県農林水産部「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」及び徳島県国土整備部「用地調査等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、徳島県ホームページ（農林水産基盤整備局農山漁村振興課のページ）に掲載している各業務の「共通仕様書【変更・追加事項】」のとおりとす。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木測量業務共通仕様書 平成23年5月」、「徳島県農林土木地質及び土質調査業務共通仕様書 平成23年5月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木事業設計業務編】」とあるのは、「徳島県電子納品運用ガイドライン【農林土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた農林土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、森林整備、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

農林水産部委託業務成績評定の選択制試行要領

HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5023580/>

（受発注者共同による品質確保）

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければなら

ない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/sangyo/nogyo/5046921/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第8条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「農林土木事業における情報共有システム活用試行要領」を適用することとする。

農林土木事業における情報共有システム活用試行要領について

徳島県CALS/ECHP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/nourinjyouhoukyouyuu/>

（国土地理院への測量成果の提出）

第9条 受注者は、測量法第14条（実施の公示）、第21条（永久標識及び一時標識に関する通知）、第23条（永久標識及び一時標識の移転、撤去及び廃棄）、第37条（公共測量の表示等）、第40条（測量成果の提出）等の届出に必要な資料を作成し監督員に提出しなければならない。

また、徳島県土地改良事業測量作業規程第14条に基づく測量成果の検定を行い、測量法第40条に基づき、公共測量の測量成果を国土地理院に提出作業を行う。

（本業務の特記仕様事項）

第10条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

- 1 業務の目的

本業務は経営体育成基盤整備事業日吉地区において、ほ場整備の基本設計を行うものである。

- 2 業務の概要

- (1) 業務内容

ほ場整備基本設計 A=31.7ha

- (2) 作業項目及び作業内容

作 業 項 目	作 業 内 容
1 現地調査	
1-1 現地踏査	地区内を踏査し、把握する。
1-5 道路用排水系統調査	計画樹立に当たって計画対象地区の現況道路、用排水系統を十分把握し各々の系統図(1/5,000)を作成するため、現地踏査、聞き取り調査等を行う。
1-10 各種施設の取付点標高調査	主要施設取付点の標高測量を行う。
2 資料の検討及び収集	
2-1 資料の検討	基本設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに作業計画を樹立する。
3 計画・設計諸元検討	
3-6 計画平面図作成	地区及びその周辺の自然条件、用排水系統、道路体系等を勘案して、地区内の用

	排水路、道路の配置、ほ区、耕区の決定を行い、現況計画平面図(1/1,000)を作成する。
3-7 面積算定	1/1,000図上で、座標計算により面積を測定し、各種計画が樹立できるようまとめる。
3-8 道路用排水路縦断計画	縦断図を作成することなく、地形勾配から各路線毎の平均勾配を決定する。幹線規模の道路、用排水路縦断図を作成する。
3-12 計画排水量	路線別に計画断面決定に必要な排水量を決定するとともに、排水系統模式図を作成する。
3-13 排水路水力計算	路線毎の縦断計画に基づく水力計算を行う。
4 施設設計	
4-3 整地計算	現況地形、現況筆数等からブルドーザー運転時間を計算する。
14 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。
15 点検取りまとめ	設計算書、図面等の点検取りまとめを行う。(報告書作成含む)

3 配置予定技術者

本業務における管理技術者は及び照査技術者は「徳島県農林土木設計業務共通仕様書 平成23年5月」第1106条によるものとするが、該当する部門又は科目は「農業土木又は農業農村工学」に限るものとする。

4 打ち合わせ

打合せは次の段階で行うこととする。

- ・着手前
- ・関係ほ場整備組合等と打合せを行うとき
- ・報告書原稿を作成したとき
- ・その他疑義が生じたとき

5 貸与資料

日吉地区の成果報告書(事業計画書)のほか、監督員の打合せによるものとする。

6 その他

- ・本仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項は、監督員と協議のうえ、作業を進めるものとする。
- ・業務期間内に監督員が資料の提出を求めた場合は、受注者は速やかに対応するものとする。
- ・監督員との打合せ後は、その要旨を打ち合わせ簿に整理し、成果品に綴じなければならない。
- ・成果品の検収後、誤り等が新たに発見された場合は、受託者は速やかに訂正しなければならない。